

**浄化槽には適正な管理が必要**

し尿や生活排水をきれいにし、水環境の保全に大きな役割を果たしている浄化槽。効果的に長く使用するため、合併処理浄化槽を設置している方は、法律で次のとおり適正な維持管理が義務付けられています。

**保守点検**

4か月に1回(処理対象人員が21名以上のものは3か月に1回)以上の実施

**法定検査**

浄化槽を使い始めて3か月経過してから5か月以内に行う「設置後等の水質検査」(7条検査)と、その後、毎年1回定期的に行う「定期検査」(11条検査)の実施

**清掃**

年1回以上の実施

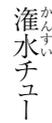
**環境衛生課**

☎23局3541 FAX23局0180

**農業用廃プラスチック排出時の分別のお願い**

田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会が行っている農業用廃プラスチックの回収では、ビニールフィルムとポリ系フィルムを分別して搬入していただいています。

ビニールフィルムの結束は、ビニールフィルムの切れ端を使用するなど、同じ材質の物で束ねるルールを守ってください。分別の効率を向上し、リサイクル作業を円滑化するため、ルールが守られていない場合は、その場で束ね直していただくか、受け取りをお断りすることがあります。



なお、ポリ系フィルムは、かたや溜水チューブやポリ系のひもで束ねることが出来ませんが、ビニールフィルムの切れ端などは使用しないよう、ご注意ください。

▼田原市農業用使用済プラスチック適正処理対策協議会(農政課内)  
☎23局3517 FAX22局3817

▼JA愛知みなみ  
田原資材センター ☎23局1636  
赤羽根資材センター ☎45局3134  
渥美資材センター ☎32局3000

**家族介護用品購入券・障害者福祉タクシー券・福祉回数券(下半期分)交付**

▼対象 田原市に住所があり、要介護1以上の方を在宅で介護している方など(ただし、要介護1・2の場合、次のすべてを満たす方①医師の診断により失禁が認められる方②申請時、市町村民税非課税世帯の方

- ③上半期に交付を受けていない方
- ▼手続きに必要なもの 有効期限内の介護保険証、印鑑(認印可)
- ▼障害者福祉タクシー券・福祉回数券
- ▼対象 ①次のいずれかに該当する方
- ①1・2級の下肢・体幹・視覚障害
- または1級の内部障害がある方②A判定の知的障害がある方③1・2級の精神障害がある方
- ▼手続きに必要なもの 障害者手帳

**◎交付について**

▼日時 平成24年3月30日(金)までの午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

▼場所 ①田原地区の方:市役所福祉課(北庁舎1階) ②赤羽根地区の方:赤羽根市民センター(旧赤羽根支所) ③渥美地区の方:渥美支所

▼福祉課  
☎23局4654 FAX23局3545

**縦覧**

INSPECTION FOR PUBLIC

**愛知海区漁業調整委員会委員選挙人名簿**

平成23年9月1日現在で調製された愛知海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。

**税**

TAX

**法人の各種届出**

市内で法人などの新規設立や、事務所・事業所の新規開設をした場合は、速やかに登記簿謄(抄)本(写し)と定款を添えて、法人の設立(開設)届出書を提出してください。

また、「商号」「所在地」「代表者」「資本金額」「決算期」などに変更があった場合や「法人の解散」「事業所の閉鎖」などをした場合も、その都度、変更届出書を提出してください。(「エルタックス」を利用しての届出も可)

※法人の設立(開設)届出書は、市ホームページでダウンロード可

▼税務課  
☎23局3509 FAX23局0180

▼縦覧期間 10月20日(木)～11月3日(木・祝) ▼縦覧時間 午前8時30分～午後5時 ▼縦覧場所 選挙管理委員会(市役所南庁舎3階総務課)

▼選挙管理委員会(総務課内)  
☎23局3506 FAX23局0180

http://www.city.tahara.aichi.jp/